

# 仕 様 書

## 1 業務名

創成川水再生プラザほか7施設内壁仕上塗材等石綿含有定性分析業務

## 2 業務目的

本業務は、創成川水再生プラザほか7施設の内壁仕上塗材等について、石綿含有定性分析を行うものである。

## 3 業務期間

契約締結日から令和4年12月21日（水）までとする。

## 4 業務実施日時

平日の9:00～17:00を原則とする。

詳細は契約後業務担当職員と協議の上決定する。

## 5 業務内容

### (1) 対象建材に関する情報の確認

指定した対象建材について、現地において採取位置等を確認する。その結果については、写真等を用いて担当職員に報告すること。

### (2) 試料採取

「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「アスベスト分析マニュアル」（第2版）（令和4年3月、厚生労働省）に記載された方法に準拠して試料採取を行う。

### (3) 定性分析

最新版のJIS A 1481-1又はJIS A 1481-2に記載された方法に準拠し、石綿含有の定性分析を行う。

### (4) 報告書の作成

石綿含有の定性分析結果を盛り込んだ報告書を作成する。

## 6 実施施設及び予定数量

別紙1参照

## 7 業務実施に関する留意事項

### (1) 試料採取及び分析

- ア 試料採取位置は、事前に担当職員の承諾を得ること。
- イ 作業実施にあたっては、事前に調査方法や日時等をまとめた作業要領書を提出すること。
- ウ 試料採取中に石綿粉じんを飛散させないような措置をとること。また、試料採取中は関係者以外の者が近くに寄れないような措置をとること。
- エ 採取者は「一新石綿技術指針対応版－石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）に記載されたマスク、防護服等を着用するなど、粉じんを吸入しないようにすること。
- オ 粉じんを飛散させないように、採取時には飛散抑制剤にて湿潤化を行い、採取後には建築基準法第37条により認定された飛散防止剤を噴霧するなど、周囲に粉じんを飛散させないような措置をとること。
- カ 採取容器については未使用のものを使用するなど、他の試料等が混入しないように留意すること。
- キ 試料採取にあたっては、施工部位の3か所以上から採取し、それぞれを試料採取容器に密閉したうえで、1まとめとして試料とすること。
- ク 塗材においては、下地調整材に接するまで採取すること。下地調整材を含めて採取した場合には、分析時に下地調整材と分離し、仕上塗材と下地調整材をそれぞれ分析すること。
- ケ 試料採取跡を近似色の塗料等により補修すること。

### (2) 試料の保管及び返却

- ア 業務期間中は採取・分析した試料を再分析できるように、容器等に入れ保管しておくこと。
- イ 保管期間内に本市の求めがあった場合には、それに応じて試料を返却すること。

### (3) 報告書

- ア 調査データや写真、本業務の報告書等の成果品一式については、本市に帰属するものとする。（業務完了後も含め、本市に無断で使用しないこと。）
- イ 本市の求めがあった際には、その時点で判明している分析結果等について報告すること。

## 8 主任技術者等

- (1) 受託者は、以下の「a 欄」及び「b 欄」のいずれか一方の資格等のうち 1 以上を有する者を主任技術者とし、他方の資格等を有する者を副主任技術者として本業務に配置すること。ただし、「a 欄」及び「b 欄」の双方の資格等を有する者を主任技術者として配置する場合は、副主任技術者の配置を要しないものとする。

a 欄 (分析調査)	b 欄 (事前調査)
ア 令和 2 年厚生労働省告示第 277 号で定める分析調査講習を受講し、修了考查に合格した者	ア 特定建築物石綿含有建材調査者
イ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業(旧称:石綿分析に係るクロスチェック事業)」により認定される A ランク又は B ランクの認定分析技術者(評価区分 1 又は 2 について合格した分析技術者を含む)	イ 一般建築物石綿含有建材調査者
ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」	ウ 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」	
オ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」	

- (2) 主任技術者は、本業務が秩序正しく円滑に行われるよう全般的な技術的監理を行うこと。

## 9 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては契約約款に定めるほか、下表に示す書類を作成するとともに、決められた提出期限までに本市業務担当者に提出すること。

名称	部数	提出期限
主任技術者等経歴書 (8(1)のa欄アからオ及びb欄アからウに示す資格を有することを示す書類の写し及びこれまでの業務受注実績を示す資料を添付すること。)	1	契約締結後速やかに
業務報告書(A4判の報告書とし、報告書作成に伴う電子データ一式を記録したCD-Rを添付すること。)	1	業務完了時
業務完了届	1	業務完了時

業務報告書に関する注意事項は以下のとおりとする。

- (1) 本市が提供した平面図又は立面図上に試料採取箇所をマークした図面を作成すること。なお、本市から図面を提供できない場合には、写真等により採取箇所が確認できる資料を作成すること。
- (2) 試料採取方法や分析方法等がわかる資料を添付すること。
- (3) 試料採取の方法を記載するとともに、採取時の日時や採取の様子、採取した試料がわかる写真を添付すること。
- (4) 電子データを記録したCD-Rは、ウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

## 10 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守

## 11 一般事項

- (1) 受託者は、業務仕様書に従い誠実に履行しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を本市の許可なくして第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、相当の経験を有する業務担当者を配置し、その業務担当者をもって秩序正しく業務を行うとともに、業務全体にわたり技術的監理を行うこと。

## 12 その他

- (1) 本業務の実施について、業務仕様書に定められていない事項については、本市業務担当職員との協議によること。
- (2) その他、関係法令を遵守すること。

## 創成川水再生プラザほか7施設内壁仕上塗材等石綿含有定性分析業務 実施施設及び予定数量

No.	名称	住所	建物名	予定数 (検体)
1	創成川水再生プラザ	札幌市北区麻生町8丁目1-15	(第2) 管理棟	7
			(第2) 給排気塔	2
			旧汚泥処理棟	7
2	伏古川水再生プラザ	札幌市東区伏古8条1丁目2-35	No. 1汚泥濃縮槽	2
			No. 3汚泥濃縮槽	4
			旧汚泥前処理棟	4
			No. 1置換水槽	4
			No. 2置換水槽	5
3	新川水再生プラザ	札幌市西区八軒9条西7丁目1-65	(第1) 汚泥処理施設	4
			(第2) 管理棟	9
4	手稲水再生プラザ	札幌市手稲区手稲山口265-8	管理棟	2
			汚泥処理棟	1
			汚水処理棟	2
5	手稲中継ポンプ場	札幌市手稲区新発寒7条11丁目1-1	ポンプ棟	7
6	茨戸中部中継ポンプ場	札幌市北区篠路4条10丁目12-15	ポンプ棟	4
7	発寒流雪溝送水施設	札幌市西区八軒9条西7丁目1-65	送水施設	2
8	西部スラッジセンター	札幌市手稲区手稲山口322	焼却1、2号棟	84
合計				150

※分析対象は、仕上げ塗材、吹付材、板材、モルタル、アスファルト防水材、塗膜防水材の予定。

※現地調査により、予定数以外の調査対象が判明した場合、1検体ごとに定めた単価契約額により業務を追加する。